別添８

清掃業務個別仕様書

（１）清掃業務の管理区域は、別図８－１のとおり。また、清掃する施設等（ごみ箱、トイレ、四阿、灰皿設置場所を含む）の配置場所は、別図８－２のとおり。

（２）園内・外周路の掃き掃除

利用者に気持良く利用してもらうために、園内はもとより、門前の各広場等を清潔に保つようにする。

① 主として門前広場、園路、園内樹林地、散策路の掃き掃除をし、公園として良好な環境を維持する。特に門前広場は、開園前までに掃き掃除を終了するものとする。

② 新宿御苑は、春の桜のみならず、カエデやイチョウ等の紅葉が美しい庭園としても評価が高い公園である。秋にはこれらに加えてケヤキ、サクラなど落葉樹も多いため、落葉の最盛期には、園内に加えて外周路の落ち葉の掃き掃除をする。（期間中２～３回程度。清掃する区間は、別図８－３のとおり）

③ 落ち葉は、芝生園地以外の樹林の根本に敷戻しする。落ち葉の種類によっては腐葉土として堆肥化し利用する場合があるが、その場合は管理事務所職員の指示によるものとする。

（３）ごみの収集・処理

ごみ処理としては、園内に散乱しているごみ及び園内に設置したごみ箱（園内８箇所）内のごみに加えて、芝生の刈草、病気に冒された枝葉等を含むものとする。（参考資料８－１　平成20年度のごみ処理量　参照）ごみはごみステーションに収集し、分別する。芝生の刈草は容積も大きいため、菊栽培所に設けた集草保管場所に収集する。ごみ（芝生の刈草を含む）は一定の量になったら、関係法令に則り適性に運搬・処理する。

① ごみ箱からのごみの運搬方法は、原則として利用者の安全のためにリアカーを使用するが、桜繁忙期は大量のごみを処理するために、2トントラックを使用する。その際は、利用者の安全確保上の措置を講ずる

② ごみステーションに収集したごみは、東京都が定める事業系ごみ分別方法により分別をする。

③ 芝生を刈り取った後に集草した刈草は、指定の保管場所に集め、可燃ごみとして

処理を行う。

④　分別したごみ及び芝生の刈草は適宜、都の指定する処理施設に運搬・処分を行う。

⑤　特に桜の繁忙期には１日約８万人の入園者があり、大量のごみが発生するので、適切な対応が求められる。

⑥　病気に冒された枝葉等については、焼却炉への投入、焼却及び、灰の園地敷均しを行う。

（４）トイレ清掃

園内に設置してある１７カ所（ただし、現在工事中の温室１カ所を含む）のトイレは、開園時は常に快適な状況で利用できるように維持管理する。

①　清掃は開園前までには終了するよう努める。開園時間中は定期的に巡回し、トイレットペーパーの不足やつまり等の不具合がないか確認し、必要な処置をとること。また、巡回中に汚れがあるところを確認した場合は、速やかに清掃を行うこと。

②　水洗機器やドアに故障・事故等がないか定期的に巡回点検し、支障が出た場合には速やかに初期対応を行った上で、速やかに管理事務所に連絡するものとする。

（５）園内建物及び付帯施設の清掃

園内の建物及び四阿等の付帯施設（別図８－２参照）の清掃を行う。開園時は適宜巡回し、常に快適な状況で利用できるように維持管理をする。

①　インフォメーションセンターは、開園時間内は常に利用者があるため、開園前に清掃を済ませるとともに、常に快適な利用空間の提供を保持する。

②　管理事務所の執務室内の清掃は、２週間に１回程度職員の少ない休日に行う。トイレ及び廊下部分は毎日モップによる拭き掃除を行う。

③　御休所は、一般公開が月２回程度であるため、公開日の前日に行う。清掃の範囲は、公開利用に供される廊下、洗面所、トイレとし、主にモップによる拭き掃除とする。また、建物周辺の除草も行う。

④　園内のベンチ（１７９カ所）、四阿（４カ所）等は安心して利用できる状況に保つ。

⑤　園内の表示・解説板等は、常に利用者が読み取れるよう点検、清掃を行う。

（５）園路等の簡易修理・復旧

①　雨によって流れた園路の砂利により歩行に支障が出やすい状態が発生した場合は、適宜砂利均し等による簡易修理を行う。

②　落ち葉や砂利等による側溝枡の簡易なつまりなどは適宜復旧する。

（６）その他

本業務の実施に当たっては、必要に応じて管理事務所職員と協議、または作業の指示を受けるものとする。

別図8－1

清掃管理業務区域図

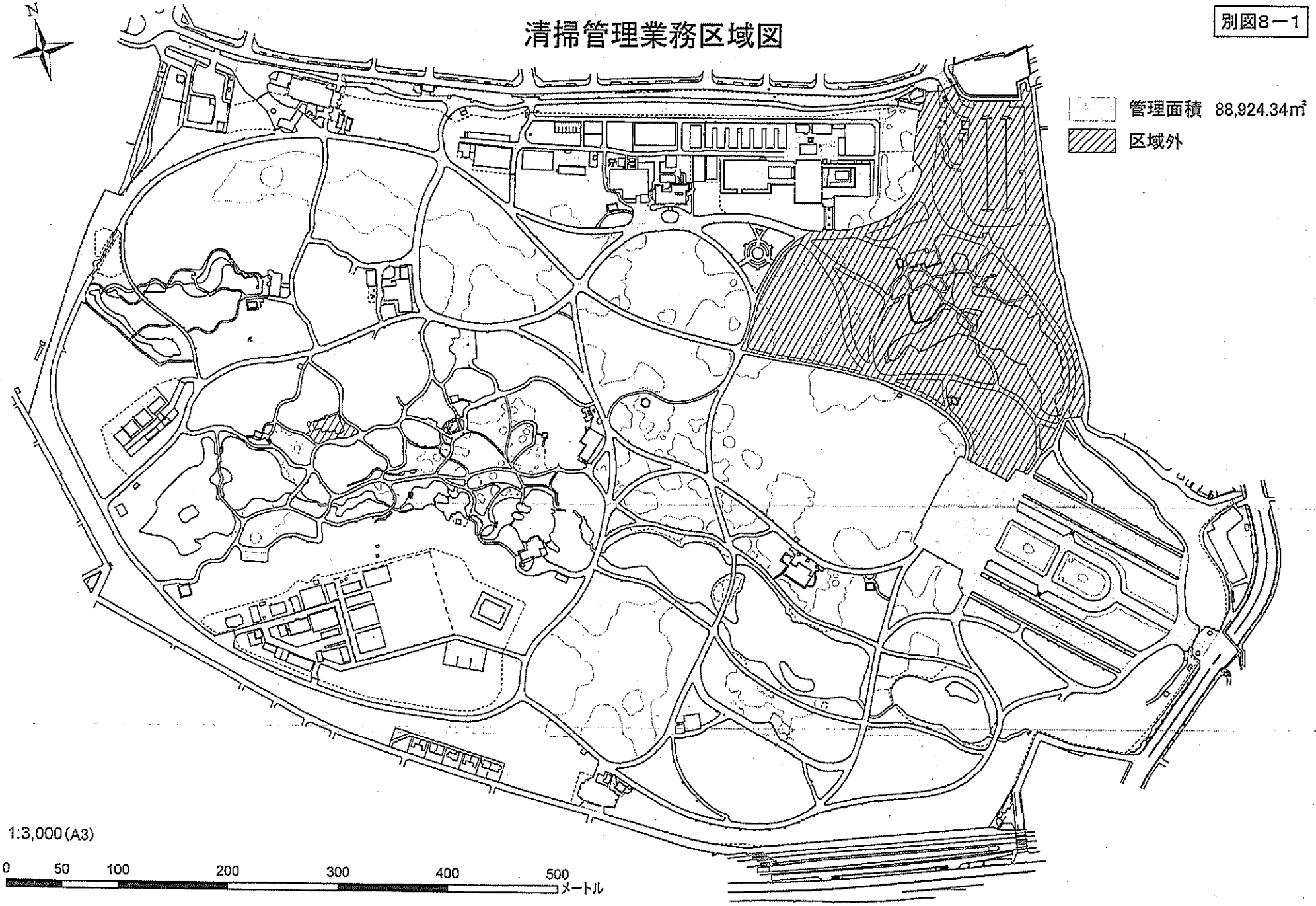

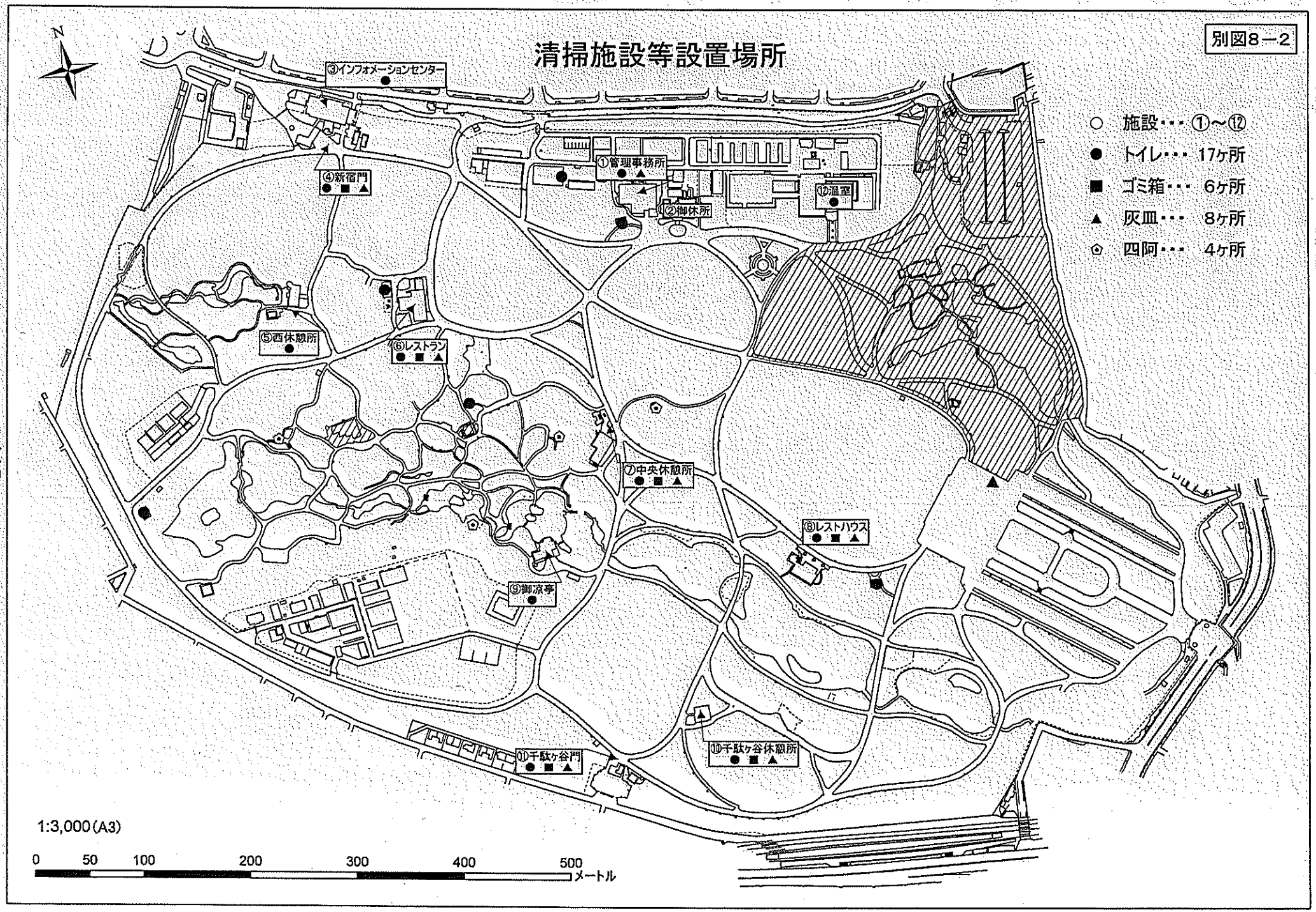
別図8－2
清掃施設等設置場所
N
③インフォメーションセンター
④新宿門
①管理事務所
②御休所
⑫温室
⑤西休憩所
⑥レストラン
⑦中央休憩所
⑧レストハウス
⑨御涼亭
⑪千駄ヶ谷門
⑩千駄ヶ谷休憩所
○ 施設・・・ ①～⑫
● トイレ・・・ 17ヶ所
■ ゴミ箱・・・ 6ヶ所
▲ 灰皿・・・ 8ヶ所
◎ 四阿・・・ 4ヶ所
1:3,000(A3)
0 50 100 200 300 400 500
メートル

別図8－3

外周路落ち葉清掃区間図

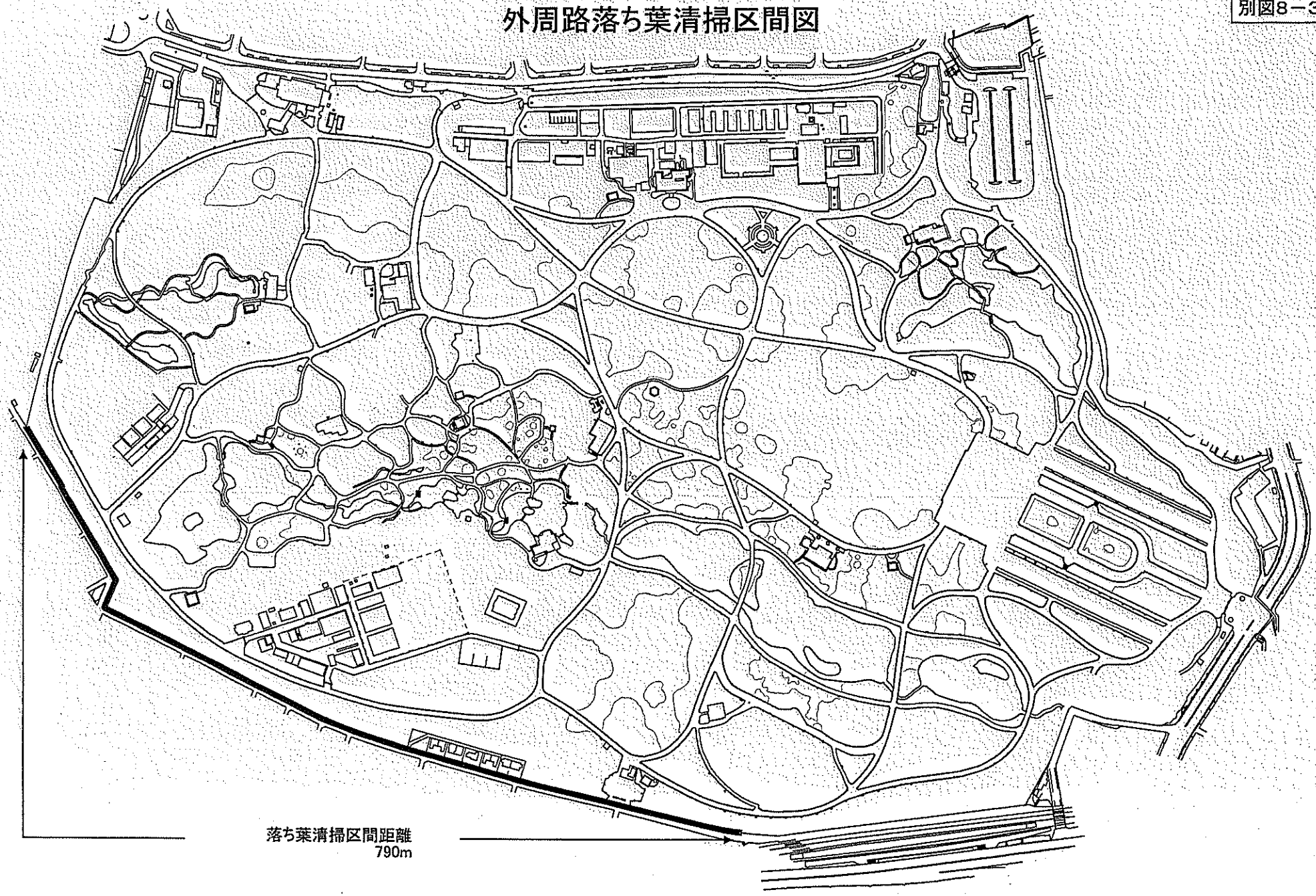

平成20年度のごみの処理量

単位:kg

	可燃ごみ※	不燃ごみ	缶類	びん類	ペットボトル	段ボール	粗大ごみ	計
4月	1,970	2,850	920	6,200	570	940	1,040	14,490
5月	8,660	5,420	0	0	580	700	1,770	17,130
6月	3,530	3,610	0	0	0	0	1,085	8,225
7月	6,600	7,100	0	0	0	0	1,705	15,405
8月	15,030	790	1,290	1,530	535	1,210	960	21,345
9月	16,020	0	2,460	0	1,135	0	0	19,615
10月	14,360	1,610	1,320	0	295	0	970	18,555
11月	4,280	1,820	540	0	690	520	0	7,850
12月	2,130	1,370	1,335	1,920	0	0	1,340	8,095
1月	0	0	0	0	0	490	0	490
2月	2,220	1,360	1,830	0	315	310	0	6,035
3月	0	0	1,345	0	280	0	1,370	2,995
計	74,800	25,930	11,040	9,650	4,400	4,170	10,240	140,230

※可燃ごみには芝(年間51,490kg)が含まれる
※可燃ごみは収集運搬業者により所定処理場へ搬出している